

地域活性化ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - まちなかの賑わい創出やまち歩き観光を推進するため、道路占用許可の特例制度(道路にオープンカフェ等を設置)を全国へ適用拡大すること 1
2 - 観光資源として水辺空間を有効活用するため、河川占用許可期間(現行3年→10年)を延長すること 1
3 - 「不定期航路事業」における船舶の運航について、「届出」で運行可能な日数の拡大、事前届出期間の短縮、および届出の簡素化を行うこと 2
4 - 外国籍の船舶による国内の港間の旅客輸送に対する運航制限を、観光クルーズ船に限って緩和すること 2
5 - 大阪城公園を国際観光拠点にするため、特別史跡の現状変更行為の許可権限について、自治体に移譲する範囲の拡充を進めること 3
6 - 構造改革特区で認められている、「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置について、全国の希望する地域に適用拡大すること 3
7 - 総合特区で認められている通訳案内士以外の者による有償ガイドである「特例ガイド」を全国へ適用拡大すること 3
8 - 訪日外国人旅行者の急増に対応するため、道路運送法における貸切バスの営業区域規制を緩和すること 4

9 -	円滑な事業承継を推進するため、飲食店を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続きを簡素化すること	4
10 -	タクシー業の生産性向上と利用者の利便性向上のため、営業区域外まで旅客を運送したタクシーの帰路について、行き先が営業区域と同一方面であれば運送を認めること	4
11 -	建設現場における専任技術者の設置基準を見直すこと	5
12 -	建設業の受注拡大を図るため、「1級施工管理技士」の受験資格の実務経験年数要件を短縮化すること	5

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 5月18日	27年 6月1日	まちなかの賑わい創出やまち歩き観光を推進するため、道路占用許可の特例制度(道路にオープンカフェ等を設置)を全国へ適用拡大すること	<p>【要望内容】 国家戦略特区等で認められている、道路でのオープンカフェ等の設置に係る道路占用許可の特例制度の全国への適用拡大</p> <p>【理由】 都市再生特別措置法、中心市街地活性化法あるいは国家戦略特区に基づく認定地区においては、道路法における占用許可の特例措置が適用され、道路を活用したオープンカフェの設置や景観に配慮した案内表示物の設置等が可能である。この特例措置を全国拡大することにより、まちなかの賑わい創出やまち歩き観光が促進される。</p>	日本商工会議所	国土交通省
2	27年 5月18日	27年 6月1日	観光資源として水辺空間を有効活用するため、河川占用許可期間(現行3年→10年)を延長すること	<p>【要望内容】 民間事業者による河川占用許可期間の延長(現行3年→10年)</p> <p>【理由】 河川区域内に、観光施設として不可欠なオープンカフェやバーベキュー場等を設置する場合、河川法に基づき河川管理者から占用許可を受けなければならないが、占用許可期間が3年以内と定められているため、長期の利用を想定した営業ができない。民間事業者の創意工夫により河川空間を魅力的な観光資源とするため、河川法の河川占用許可期間を、公益物件(公園、緑地、遊歩道、自然観察施設、船着場等)並みの10年以内とするべきである。</p>	日本商工会議所	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	27年 5月18日	27年 6月1日	「不定期航路事業」における船舶の運航について、「届出」で運行可能な日数の拡大、事前届出期間の短縮、および届出の簡素化を行うこと	<p>【要望内容】</p> <p>「不定期航路事業」における船舶の運航に関する手続き等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客定員13名以上の船舶の場合で、「届出」で運航可能な日数(年3日間以内)の拡大 ・事前届出期間(事業開始日の30日前)の大幅な短縮 ・既に許可を得ている「定期航路」と酷似している航路の場合の、届出の簡素化 <p>【理由】</p> <p>河川、運河、川辺を活かした観光振興に繋げるため、観光遊覧船や屋形船等の運航事業者が、顧客からのニーズに対応して柔軟に航行プランを立案できるよう、「不定期航路事業」について、「届出」で運航可能な日数を拡大するとともに、「届出日」の短縮を図るべきである。</p> <p>加えて、「一般旅客定期航路事業」を営む事業者が、既に「定期航路」として許可を得ている場合で、その「定期航路」と酷似している航路を届け出る場合は、例えば、前日までにインターネットを通じての届出で可能とする等、簡素化を行うべきである。</p> <p>(注)「許可」の場合、許可申請書に加え、航路図、使用船舶明細書、使用船舶の一般配置図、旅客乗降位置図、乗降用設備図、航路水深図、操船図、橋脚クリアランス調査表、営業所・待合室・発券所図、待合室と船舶との経路図、安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴、運航基準図、乗組員名簿、海技免状・小型船舶操縦免許証の写し、船客傷害保険証(写)、組織図・会社案内、宣誓書等、おおむね25種類程度の添付書類が必要(ただし、事業計画の内容によっては必要ない書類もある)。一方、「届出」の場合は、届出書に加え、使用船舶明細書、船舶検査証書(写)、船舶検査手帳(写)、船客保険契約書(写)、運航航路図等、おおむね6種類程度の添付書類で可。</p>	日本商工会議所	国土交通省
4	27年 5月18日	27年 6月1日	外国籍の船舶による国内の港間の旅客輸送に対する運航制限を、観光クルーズ船に限って緩和すること	<p>【要望内容】</p> <p>観光クルーズ船に限った、外国籍船舶による国内の港間の旅客輸送の運航制限の緩和</p> <p>【理由】</p> <p>海に囲まれた日本における観光クルーズの推進は、地域の観光産業へ大きな需要をもたらすことが期待できる。しかし、日本船籍のクルーズ船は3隻にとどまっており、外国人旅行者を含む観光客に対し、大型クルーズ船による観光クルーズを十分に提供できていない。そのため、外国籍の船舶に対する運航制限を、観光クルーズ船に限り緩和すべきである。</p>	日本商工会議所	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	27年 5月18日	27年 6月1日	大阪城公園を国際観光拠点にするため、特別史跡の現状変更行為の許可権限について、自治体に移譲する範囲の拡充を進めること	<p>【要望内容】 文化財保護法における史跡等の現状変更について、自治体に移譲する範囲の拡充を進めること</p> <p>【理由】 文化財保護法における史跡等の現状変更の許可権限事務については、一部、自治体に移譲されているが、例えば、階数が三階以上で三カ月以上の期間において設置される建築物等を建築する場合等については、文化庁長官の許可が必要となっている。 民間の自由な発想と活力により大阪城公園を国際観光拠点として整備するためには、特別史跡である同公園内に大規模な土産店や商業施設、ホテル、エンターテインメント施設などの設置を可能とすべきであるため、自治体に移譲する範囲を拡充する政令改正を、早急に進めることが求められる。</p>	日本商工会議所	文部科学省
6	27年 5月18日	27年 6月1日	構造改革特区で認められている、「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置について、全国の希望する地域に適用拡大すること	<p>【要望内容】 構造改革特区で認められている、「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置を、希望する全国へ適用拡大すること</p> <p>【理由】 ホテル・旅館や観光案内所、道の駅などが旅行商品を企画・販売し、地域におけるコンシェルジェ機能としての役割を果たせるよう、旅行業法における「地域限定旅行業」への参入促進を図る必要がある。そのため、旅行業法で定められる「旅行業務取扱管理者」が、旅行者等の他業種との兼任でも、「地域限定旅行業」への登録が可能となる特例措置を、希望する地域へ適用拡大することが求められる。</p>	日本商工会議所	国土交通省
7	27年 5月18日	27年 6月1日	総合特区で認められている通訳案内士以外の者による有償ガイドである「特例ガイド」を全国へ適用拡大すること	<p>【要望内容】 総合特区で認められている「特例ガイド」の全国への適用拡大</p> <p>【理由】 通訳案内士は、特に地方において不足しており、そのうち中国語、韓国語、タイ語といった言語を話せる者はさらに少ないため、増加する外国人旅行者に対して十分な観光ガイドを提供できていないとの声がある。訪日外国人旅行者の増大への対応と地方への誘客促進を図るため、総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められている「特例ガイド」を全国に適用拡大する必要がある。</p>	日本商工会議所	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
8	27年 5月18日	27年 6月1日	訪日外国人旅行者の急増に対応するため、道路運送法における貸切バスの営業区域規制を緩和すること	<p>【要望内容】 道路運送法における営業区域規制のさらなる緩和</p> <p>【理由】 訪日外国人旅行者の急増に伴い、外国人旅行者向け貸切バスについては、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める特例措置が平成27年9月末まで延長された。本特例措置の恒久化をはじめとする営業区域規制のさらなる緩和が求められる。</p>	日本商工会議所	国土交通省
9	27年 5月18日	27年 6月1日	円滑な事業承継を推進するため、飲食店を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続きを簡素化すること	<p>【要望内容】 個人で営む飲食店における生前の営業譲渡手続きを相続の場合と同様に簡素化すること</p> <p>【理由】 個人で飲食店を営む者が死亡し、その子が事業を相続をする場合、簡易な変更手続きだけで可能となるが、生前時での譲渡の場合は、新規申請の場合と同様の手続きが必要となる。親子間での円滑な事業承継を推進するため、これを簡素化する必要がある。</p>	日本商工会議所	厚生労働省
10	27年 5月18日	27年 6月1日	タクシー業の生産性向上と利用者の利便性向上のため、営業区域外まで旅客を運送したタクシーの帰路について、行き先が営業区域と同一方面であれば運送を認めること	<p>【要望内容】 営業区域外から空車で帰る無駄を省くため、帰りの行き先が営業区域と同一方面(隣接する営業区域等)であれば、乗客の乗車を認めること</p> <p>【理由】 タクシーが営業区域外まで乗客を乗せた場合、帰り道に乗客を乗せて営業できるのは、営業区域内まで乗車する旅客に限定されており、そのような旅客が見つからない限り、空車で帰らざるを得ず、無駄が生じている。タクシー業の生産性向上と利用者の利便性向上のため、例えば、タクシーの運行台数が限られる地方都市においては、乗客の行き先が営業区域と同一方面(隣接する営業区域等)であれば、乗車を認めることが考えられる。</p>	日本商工会議所	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	27年 5月18日	27年 6月1日	建設現場における専任技術者の設置基準を見直すこと	<p>【要望内容】 建設現場における専任技術者の設置基準の見直し</p> <p>【理由】 建設現場には、主任技術者や監理技術者といった現場専任の技術者が必要であり、専任技術者の設置は工事の請負金額に応じて決まっている。しかし、同基準は平成6年以降改正されておらず、現状に合っていない。このため、同基準について、現状に合わせた金額に見直す必要がある。</p>	日本商工会議所	国土交通省
12	27年 5月18日	27年 6月1日	建設業の受注拡大を図るため、「1級施工管理技士」の受験資格の実務経験年数要件を短縮化すること	<p>【要望内容】 「1級施工管理技士」の受験資格である実務経験年数要件の短縮化</p> <p>【理由】 建設工事等における公共事業入札の際、1級の施工管理技士がいることを入札要件とするものも多い。一方、中小企業においては、限られた人員の中で、既存の社員を1級の施工管理技士にするには、実務経験年数を満たす必要があるため、一定の時間を要する。建設業における人手不足への対応と優秀な若手技術者の受験機会を確保するため、上記試験受験の際の実務経験年数要件の短縮化が必要である。</p>	日本商工会議所	国土交通省